

令和4年第11回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和4年11月25日(金) 午前9時30分～12時05分
開催場所 いちき串木野市役所 串木野庁舎 別館防災センター2階会議室2
出席農業委員(12人)

会長	12番	前田浩二
会長代理	11番	久木山純広
	1番	池田善之
	2番	蓑手幹夫
	3番	樋ノ口正信
	4番	川畑千秋
	5番	西美香
	6番	木場由美子
	7番	野元京子
	8番	古賀久美子
	9番	西村四男
	10番	外 藺 健 藏

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	藤園宗男
串木野地区2	井手迫正博
市来地区	永井美治

出席職員 平川局長、篠原主幹、松原主査、棚町主査

議事録署名委員 (5番 西美香 委員 ・ 6番 木場 由美子 委員)

議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第21号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(4件)
について

日程第2 報告議案第22号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法
分(11件)について

日程第3 報告議案第23号 耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについて

日程第4 議案第60号 いちき串木野農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

日程第5 議案第61号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(6件)について

日程第6 議案第62号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(5件)について

日程第7 議案第63号 非農地証明願(6件)について

日程第8 議案第64号 農用地利用集積計画案(一括方式)(新規6件)について

日程第9 議案第65号 農用地利用配分計画書(耕作者変更機構貸出)について(8件)

日程第10 議案第66号 耕作放棄地に係る非農地判断について

会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和4年第11回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに、会長よりあいさつをお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 それでは、令和4年第11回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっております。会長よろしくをお願いいたします。

議長 それでは会議規則に基づきまして、議長を務めさせていただきます。議事に入ります前に、本日の農業委員の出席状況について事務局より報告をお願いいたします。

局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し、出席委員12名全員出席で、過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々とも、出席されていることを報告いたします。

議長 ありがとうございます。それでは、お手元の会次第に従いまして、進めてまいります。
まず、4番目の議事録署名委員の指名を行いたいと思います。いちき串木野市農業委員会会議規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、恒例により私の方で指名させてもらってよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長 それでは本日の議事録署名委員に、5番 西 美香 委員、6番 木場 由美子 委員をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。それでは早速議事に入ります。

日程第1報告議案第21号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 1ページをお願いします。日程第1報告議案第21号農地法第18条

第6項の規定による合意解約通知は4件6筆 3,684 m²です。全て基盤強化法の合意解約で、現在の契約形態と終期は議案に記載してあるとおりです。1番と2番は、今後の借人を探していただけるように3班の方をお願いしてあります。3番と4番は、次の借人の方が決まっており、中間管理事業を活用しての手続きに入っております。よろしくお願ひいたします。

議長

はい、ただ今事務局の方から説明がありました。1番と2番は、耕作者の離農とか、経営縮小ということで、解約をしてお返ししますということですが、後の耕作者がまだ決まっていないということ、3番と4番は、中間管理事業に乗り換えて、新たな貸人へ貸借をしていくといったことをございます。皆さんの方から何かご質疑ありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長

特にないようでございますのでお諮りします。日程第1報告議案第21号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知、今回は4件でございますが、4件につきましては通知のあったとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長

異議なしということをございますので、日程第1報告議案第21号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知4件につきましては、通知のあったとおり受理することでご決定いたしました。

次に進みます。日程第2報告議案第22号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・農地中間管理法分についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

2ページをお願いします。日程第2報告議案第22号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知は11件13筆 9,160 m²です。1から7番は、後程50ページの日程第9議案第65号農用地利用配分計画書にてご審議いただきますが、新たな耕作者と変更契約を行うための、借人と中間管理機構の間の合意解約です。貸人から中間管理機構への貸出しについての変更はありません。8番と9番は、1ページの1番と同じ借人の方で、次の耕作者を探していただけるように依頼中です。10番は、今後相対で貸し借りをするように決まっているそうです。11番につきましては、後程17ページの日程第5議案第61号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2でご審議いただくことに

なっております。よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。農地中間管理事業の関係の合意解約ですが、1から7番は耕作者変更ということで、これはご存じだと思うんですけど、レタスを作っている〇〇の構成員だった人ですが、家庭の事情で〇〇を辞めるということで、また〇〇に耕作者を変更するというこのようです。〇〇は従業員に農地を貸借して、独立させていくといった後継者育成を考えておられるんですが、この方もその1人だったんですけど、残念ながら家庭の事情で辞めざるを得なかったという話でした。何か皆様の方からご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長

特にないようでございます。日程第2報告議案第22号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・農地中間管理法分11件につきましては、通知のあったとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第2報告議案第22号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・農地中間管理法分11件につきましては、通知のあったとおり受理することによって決定いたしました。

続きまして、日程第3報告議案第23号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

松原主査

日程第3報告議案第23号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについてであります。4ページをご覧ください。生福〇〇、生福〇〇、袴田〇〇、袴田〇〇、羽島〇〇は、平成28年3月28日開催の農業委員会総会で、平江〇〇は、令和3年11月26日の農業委員会総会で非農地として判断されております。令和4年の相続により、新所有者へ非農地通知を発送するにあたり、航空写真で確認したところ、耕作されているようであったため、今年の農地利用状況調査で再調査をしてもらい、非農地の取り消しとするものです。生福〇〇、生福〇〇を【正】川畑委員、【副】外菌委員、袴田〇〇、袴田〇〇を【正】野元委員、【副】古賀委員、羽島〇〇を【正】古賀委員、【副】野元委員、平江〇〇を【正】外菌委員、【副】川畑委員に現地確認をしていただきましたので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。現地調査をしていただいたということですので、関係する委員の方、この表の上の方から順番に現地調査の報告をお願いいたします。

川畑委員 4番川畑です。生福〇〇、生福〇〇を、外菌委員と私で調査をいたしましたところ耕作してありますので、令和4年の利用状況調査と一緒に、耕作されておりましたので、報告いたします。

議長 ありがとうございます。次の袴田の分をお願いいたします。

野元委員 7番野元です。袴田〇〇、袴田〇〇を古賀委員と一緒に、11月21日に調査をいたしました。袴田の2筆につきましてはきれいに耕耘され、数種類の野菜が植付けされておりましたので、非農地判断の取り消しをしてもいいと思いました。

議長 ありがとうございます。羽島の分をお願いします。

古賀委員 8番古賀です。11月21日(月)野元委員と羽島〇〇を調査いたしましたところ、玉葱を植えてあり、耕作の状態でしたので、非農地判断を取り消してもよろしいのではと思いました。

議長 ありがとうございます。それでは、平江の方をお願いします。

外菌委員 10番外菌です。平江〇〇を川畑委員と調査いたしました。コンクリートが塗ってありました。

議長 今、外菌委員の報告では、1番下の平江の分については、畑にコンクリートを打って舗装してあるということですが、全体の面積の何割位でしょうか。ここが66㎡ですので、面積としては小さいんですが、全面的にコンクリートを打ってありますか。

外菌委員 そうですね。

議長 ということのようで、非農地判断ではなくて、違反転用の扱いにすべきということで、これについては、非農地判断を取り消して、今後違反転用の指導手続きをしてもらうといったことでいいですか。

川畑委員 議長、いいですか。

議長 はい、どうぞ。

川畑委員 4番川畑です。外菌委員と一緒に調査をさせていただきましたが、コンクリートを張ってあり、周囲も草だらけで何も耕作されておられませんので、違反転用指導に変えた方がいいと思います。

議長 ありがとうございます。何か皆さんの方からご意見、ご質疑ございませんか。1から5番まではきれいに耕作されて作付けしてあるということで、非農地判断の取り消しは適当であるということでした。ご質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、日程第3報告議案第23号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについては、報告のあった6筆については、非農地判断を取り消して、今後農地として取り扱うということで決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第3報告議案第23号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについて、6筆については、非農地判断を取り消して今後農地として取り扱うことで決定をいたしました。

久木山委員 6番については、コンクリートを打ってあるということですが、農地として取り扱っていいんですか。

篠原主幹 これは、非農地判断を取り消して、新たに違反転用として指導することになります。

議長 これを非農地判断のままにしておくと、違反転用でも何でもなくなるので、現地調査をしたらコンクリートを打ってあったので、非農地判断を取り消して、農地に一旦戻して、違反転用ですよということの手続きをさせるといったことです。

続きまして、日程第4議案第60号いちき串木野農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

松原主査 日程第4議案第60号いちき串木野農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてです。5ページをお開きください。いちき串木野農業振興地域整備計画の変更申請で、農用地区域からの除外申請が提出

されたことに伴い、いちき串木野市長から、いちき串木野農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求められましたので、6ページのとおりに回答しようとするものです。変更内容としては、8ページから10ページで、今回の申請は電気事業者等による認定電気通信事業の用に供する中継施設で、農振法による除外5要件の適用を受けるものではなく、農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼす恐れが少ない事を確認するために、関係機関としての意見照会になっております。今回の申請は、平成22年に4㎡の除外許可を行った基地局を5Gに対応するため、18.85㎡拡張するものです。現在、農政課でいちき串木野農業振興地域整備計画案の公告縦覧中ではありますが、県より問題は無いとの回答を得ているとのことです。今後の流れとしましては、6ページの回答を出すことによって、県と協議後再度公告縦覧を行い、申請地の工事は来年の4月1日からになるとのことです。また、通信事業者より農業委員会へ事業計画書が提出されたものが11ページから14ページになります。事業計画書によりますと、〇〇で、携帯電話無線基地局の増設工事になります。事業目的として、既設のアンテナ基地局にて、5Gに対応した設備を設置するためとなっており、既存の4㎡に18.85㎡が拡張され、合計22.85㎡になります。所在地はいちき串木野市羽島〇〇、面積は1,345㎡であります。現地確認を古賀委員と久木山委員にお願いしました。以上で終わります。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いいたします。

古賀委員 8番古賀です。11月22日(火)午後1時30分より、事務局職員と、久木山委員と調査をいたしました。事務局からも説明がありましたように、周囲に支障はなく、特に問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。事務局の説明と、現地調査の報告がありました。皆さんの方から何かご質疑ありませんでしょうか。松原さん、全体見直しをしているところであるんですが、それとの関連で今後の手続きについてもう一回教えてください。

松原主査 農政課に確認をしましたところ、6ページの回答を出した後に、また再度県と協議をしまして、その後再度公告縦覧を行うそうです。それで、最終的に工事は来年の4月からになるそうです。

議長 全体見直しの分は、公告縦覧は一旦終わっているんですか。

松原主査 縦覧期間及び意見書の提出期限は12月13日までです。異議申し立

ての期間が12月14日から12月28日までとなっています。

議長 それが終わってから、もう一回県と協議をするんですか。

松原主査 はい、協議をした後に公告縦覧をまたすることになります。

議長 今、農政課の方で農振の全体見直しの協議の手続きを進めておりました、公告縦覧の期間中なんです。ですから、今回の携帯アンテナ基地局の分は、全体見直しの中には入っていないんです。ですから、異議申し立ての期限を過ぎた後に、もう一回この分を入れ込んだ形で農振整備計画を作って県と協議をし、また公告縦覧をするといった流れになるんだそうです。これはもう少し早ければ、全体見直しの中に入れてめたら良かったんですが、手続きの関係で入れられなかったものから、この分について協議をしたうえで、公告縦覧をするといった流れになりますので、よろしくお願ひします。皆さんの方から何かご質問ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 特にないようでございますのでお諮りします。日程第4議案第60号いちき串木野農業振興地域整備計画の変更に係る意見につきましては、資料の6ページにありますとおり、整備計画の変更についてはやむを得ないものと認めるということで、市長宛てに回答をしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしということでございますので、日程第4議案第60号いちき串木野農業振興地域整備計画の変更に係る意見につきましては、6ページにあるとおり、やむを得ないものと認めるという回答をすることで決定をいたしました。

続きます、日程第5議案第61号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は6件ですが、6件全てについて事務局の説明及び現地調査の報告が終了した後、質疑に入りたいと思います。それでは事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査 日程第5議案第61号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は6件です。15ページをご覧ください。No.1についてご説明いたします。譲受人が譲渡人の所有する農地を、売買により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農

地です。譲受人は所有する農地はございませんが、この申請による取得で、下限面積を超えることとなります。譲受人は、農作業の経験は無いようですが、今後農機具を借り受け、自家消費用の水稻栽培に取り組むそうです。調査は【正】を池田委員、【副】を西村委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長 はい、それでは現地調査の報告をお願いします。

池田委員 1番池田です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1について、11月19日午前9時40分より、代理人の行政書士立会いのもと、西村委員と私で調査を実施しましたのでご報告いたします。申請地は農用地区域外農地です。位置図は15、16ページを参照してください。譲受人は申請地を購入し、自家消費用の水稻を栽培するという事です。農作業に従事する者は2名で、必要に応じて両親の協力ももらい、農機具についてもトラクター、田植機、コンバイン等を両親より借りるとのことでした。自宅からの通作距離は300mです。現在、申請地は前の耕作者により隣接する南側の田んぼとまとめられています。購入後に畔を作り直すそうです。申請地の周囲は北と西は道路、東は用悪水路、南は田です。調査の結果、何ら問題はないと考えます。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それではNo.2について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 17ページをご覧ください。No.2についてご説明いたします。譲受人が譲渡人の所有する農地を、売買により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。譲受人は所有する農地を全て耕作しておられます。また、今回の申請地も現在まで耕作しており、3ページの日程第2報告議案第22号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の11番にてご審議いただきました農地です。調査は【正】を樋ノ口委員、【副】を久木山委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長 はい、それでは現地調査の報告をお願いします。

樋ノ口委員 3番樋ノ口です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2について、11月21日(月)午前8時半から、行政書士立会いのもと、久木山委員と3名で申請地を調査いたしました。場所については、17～18ページを参照してください。今回は譲受人が農用地区域内農地を購入して、大根、ブロッコリー等の野菜を作る計画です。労働力は妹

さんと2名で、トラクターをはじめ農機具一式が揃っています。自宅からの通作距離は、薩摩川内市にお住いで17km、車で25分位です。調査したところ、何も問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それではNo.3について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 19ページをご覧ください。No.3についてご説明いたします。譲受人が譲渡人の所有する農地を、売買により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。譲受人は所有する農地を全て耕作しておられます。また、今回の申請地も現在まで相対で耕作しておられます。調査は【正】を蓑手委員、【副】を西委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

蓑手委員 2番蓑手です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3についての調査報告をいたします。11月21日(月)12時から、現地で譲受人の当事者立会いのもと、西委員と私が調査をしました。位置図は資料の19～20ページを参照してください。申請地は農用地区域内農地です。譲受人は申請地を買い受けて、現在経営している生産母牛、育成牛用の採草地として利用することです。申請地は自宅の前にあり、通作距離は100mの位置にあり、現在も借りて耕作されています。労働力は1人で、牧草採草地に必要な農業機械一式を所有されています。私どもの調査では、労働意欲、作業機械ともあり、持続した耕作がされ、何ら問題はないと判断いたしました。皆様のご審議方をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それではNo.4について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 21ページをご覧ください。No.4についてご説明いたします。譲受人が譲渡人の所有する農地を売買により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。譲受人は所有する農地を全て耕作しておられる農地所有適格法人です。調査は【正】を西委員、【副】を蓑手委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

西委員

5番西です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.4について調査報告いたします。11月21日午前11時30分より、申請人本人と、代理人の行政書士立会いのもと、蓑手委員と私で調査をいたしました。資料の21から22ページをご覧ください。申請地は農用地区域外農地です。今回この土地を譲り受け、経営する牧場で使用する牧草を作るための申請になります。譲受人は1a以上の耕作者です。地目は田となっていますが、現在は未耕作で、木が茂っています。労働力は18人です。農機具保有状況は機械一式、大型機械で整地をしてからの使用となります。通作距離は0.5km程度です。隣接する農地〇〇は、既に譲受人が耕作しています。譲受人は労力、施設とも十分あり、耕作するものとみられます。私どもとしては、何ら問題はないと見てきましたが、皆様のご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。それではNo.5について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

23ページをご覧ください。No.5についてご説明いたします。譲受人が譲渡人の所有する農地を、売買により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。譲受人は所有する農地を全て耕作しておられます。調査は【正】を西村委員、【副】を池田委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長

はい、それでは現地調査の報告をお願いします。

西村委員

9番西村です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.5について現地調査報告をいたします。11月21日午後2時50分より、代理人の行政書士立会いのもと、池田委員と私で調査を実施しました。資料の23から24ページを参照してください。申請地は農用地区域内農地です。申請の目的は、申請地を売買により取得しようとするものです。譲受人は営農計画書によると、20a以上の耕作者になります。申請地は譲渡人の自作地ではなく、現在譲受人は耕作していません。労働力は3人で、農機具保有状況は耕耘機、草刈機等です。申請地取得後はれんこんの種子を取る目的で、バケツでれんこんを栽培し、種子をインターネット販売する予定です。通作距離は約5kmです。当初はれんこんの栽培予定と聞き、用水はどうするのかと思いましたが、バケツを並べて栽培する予定だそうです。以上特に問題はないと思われませんが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。それではNo.6について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 25 ページをご覧ください。No.6 についてご説明いたします。譲受人が譲渡人の所有する農地を、売買により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。譲受人は所有する農地を全て耕作しておられます。調査は【正】を木場委員、【副】を前田委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長 はい、それでは現地調査の報告をお願いします。

木場委員 6 番木場です。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請No.6 について報告いたします。11 月 19 日午前 9 時より、申請人の代理人の行政書士立会いのもと、前田会長と私とで調査を実施しました。位置図は 25、26 ページを参照してください。譲受人は 20a 以上の耕作者です。申請地は現在譲受人が耕作しています。労働力は 2 人で、農機具はトラクター、コンバイン、草払機等一式持っています。通作距離は約 100m です。取得後は家庭菜園として利用します。私達が調査した結果、問題はないと見てきました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。No.1 からNo.6 まで、事務局の説明と、現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入ります。1 件 1 件質疑を受けたいと思います。まず 15 ページ、16 ページのNo.1 について、皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

樋ノ口委員 ちょっと、いいですか。

議長 はい、どうぞ。

樋ノ口委員 誰が耕作されるんですか。〇〇さんは今まで耕作をされていませんから、聞いたところによりますと妹さんがされると聞いたんですけど、そこらへんはどうだったんだろうかと思って。

棚町主査 よろしいですか。

議長 はい、どうぞ。

棚町主査 事務局です。申請の書類からしますと、〇〇さんと奥様が 2 人で従事される申請になっております。

樋ノ口委員 何年間されるんですか。

棚町主査 売買ですので、最低5年間は耕作をしていただかないといけません。それ以降は、こちらではわかりません。

樋ノ口委員 話しでは、5年間は頑張って田んぼを作りますと、周辺に言っているんじゃないんですか。その後、何か目的があって、ここにされたんだろうかと思いました。一応確認です。

棚町主査 3条申請の場合には、5年間は自分で耕作をしますということになっておりますので、そこを信用するしかないのかなと思っているところです。譲受人は45歳です。

樋ノ口委員 わかりました。

議長 よろしいですか、他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは次の17ページ、18ページのNo.2について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは19ページ、20ページのNo.3について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に21ページ、22ページのNo.4について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございます。次に23ページ、24ページのNo.5について、何かご質疑ございませんでしょうか。

樋ノ口委員 はい。

議長 どうぞ。

樋ノ口委員 バケツは、面積のわりにはどうするのかと思ひまして。量がかなり

になるなと思ひまして。

西村委員 バケツに個々に入れて並べるという説明だったです。

議長 私の方から報告いたします。私が斡旋して売買した案件ですので、譲受人の方は同じ地区内の別な所で、中間管理事業により農地を賃借して、れんこんをポット栽培するということで、取り組んでおられます。れんこんの種類も、観賞用です。花を見るためのれんこんで、色々種類があつて、大きなものの種類のれんこんについて、バケツという表現がありました。ポットですね、大きなポットに土と水を入れて、ポット栽培をするということです。そして、できた花を売るのではなくて、タネイモを種子用として販売するといった計画のようです。ここも、地権者は東京に住んでおられる方で、長い間耕作されておらずに、こんな状態が続いておつて、買い手を探しておられたところ。ようやく買い手が見つかつて、今回の申請に至つたということです。販売はインターネットです。花を売るのではなくて、そのタネイモを売買して、それを買つた人がバケツなりに入れて花を観賞するそうです。そういうブームがあり、興味のある人は買つてするみたいです。水はタンクに入れて自分で運ぶそうです。

樋ノ口委員 畑の面積が広いものですから、どんなバケツを使うのかと思つていました。

西村委員 最初聞いた時には、れんこんと言われたから、こんな所で水も無いのにどうするのだろうかと思つたところです。

蓑手委員 漬物樽みたいなものでしょうか。

議長 漬物樽みたいな大きなもので、土も水も入れれば簡単に持つて行つて運べるようなものではないと思ひます。他にご質疑ありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは次に、25 ページ、26 ページのNo.6 について、何かご質疑ありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 よろしいでしょうか。以上質疑を受けましたが、特に問題となるよ

うなご質疑はございませんでした。一括してお諮りしたいと思いません。日程第5議案第61号農地法第3条第1項の規定による許可申請6件につきましては、申請のとおり許可することをご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第5議案第61号農地法第3条第1項の規定による許可申請6件につきましては、申請のとおり許可することと決定をいたしました。

次に進みます。日程第6議案第62号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は5件ですが、5件全てについて事務局の説明及び現地調査の報告を終えた後に、質疑に入りたいと思います。それではNo.1について、事務局の説明をお願いいたします。

松原主査

日程第6議案第62号農地法第5条第1項の規定による許可申請5件についてであります。27ページをお開きください。No.1について説明いたします。譲受人は申請地を買い受けて、倉庫、駐車場、転回スペースを設け、れんこんの出荷所としたいための申請であります。なお、申請地には許可を得ず、平成19年頃から〇〇の計測器が設置されており、譲渡人より始末書が添付されております。代替地を3ヶ所検討しましたが、適当な土地が見つからなかった状況です。第2種農地、その他の農地となっております。調査委員は【正】を蓑手委員、【副】を西委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

蓑手委員

2番蓑手です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について調査報告いたします。11月21日(月)午前11時から、現地で譲受人の代理人の行政書士立会いのもと、西委員と私が調査をしました。位置図は27ページと28ページをご参照ください。申請地は第2種農地で、その他の農地です。転用の目的は、譲受人は申請地を買い受けて、今栽培しているれんこんの出荷所としての倉庫、関係者の駐車場、出荷時の大型車両が転回する場所にするために転用したいとこのことです。申請地付近の状況は、周辺に譲渡人の民家以外はなく、東側はクヌギの高木植栽、南側は田の地目であるが原野化しております。西側は雑種地、北側は道路となっております、周囲に影響はないと考えられます。目的の確実性は、自己資金と国の経営発展支援事業補助金を利用され、鹿児島県の交付内示書類が添付されており、許可後補助金が交付され次第着工す

るとのことです。造成工事等は、1 mの切土工事、周囲に緩衝地帯を設け、用水・排水はなく、雨水は自然流下で処理することです。申請地内の一面には〇〇の関連施設の水位監視機器が設置されています。始末書が添付されています。その他書類は5条申請の備考欄に記載してある書類が提出されています。私どもの調査では、転用について何ら問題はないと判断いたしました。皆様のご審議方をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それではNo.2について、事務局の説明をお願いします。

松原主査 No.2について説明いたします。29 ページをお開きください。譲受人は現在借家住まいであるため、申請地及び大里〇〇宅地 141.61 m²を受贈により一体利用して、合計 386.61 m²の住宅を建築したいための申請です。代替地を3ヶ所検討しましたが、適当な土地が見つからなかった状況です。第1種農地、集団性で、不許可の例外、集落接続施設であります。調査委員は【正】を久木山委員、【副】を樋ノ口委員にお願いしてあります。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

久木山委員 11 番久木山です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2について、11 月 21 日(月)午前9時から、申請人の代理人行政書士立会いのもと、樋ノ口委員と3名で、申請地を調査いたしました。場所については 29 ページ、30 ページを参照してください。転用事由は、現在借家住まいで手狭であるため、申請地を受贈して、〇〇の宅地と一体利用で住宅を建築したいための申請です。申請地の農地区分は第1種農地で、集団性の農地であります。集団性農地の許可は、集落接続施設、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの、3戸以上の住宅等の敷地がそれぞれおおむね 50m以内の距離にある場合は容認するということでございます。東側は道路、西側は畑、南側は畑、北側は宅地で、被害防除対策を講じます。用・排水計画は、公共上水道、雨水排水は水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽です。資金計画は、自己資金と銀行融資です。参考として3ヶ所程検討しましたが、売買代金等で契約に至りませんでした。調査をしたところ、何も問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは次のNo.3について、事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.3について説明いたします。31 ページをお開きください。譲受人は自宅の入口が狭く、車の出し入れが困難なため、申請地を買い受けて駐車場として使用したいための申請であります。既存の住宅と合わせて 446.26 m²です。代替地を3ヶ所検討しましたが、適当な土地が見つからなかった状況です。第2種農地のその他の農地となっております。調査委員は【正】を外菌委員、【副】を川畑委員にお願いしてあります。よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

外菌委員

10 番外菌です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.3について11月19日午後1時30分より、代理人立会いのもと、川畑委員と私が調査を実施しましたので報告いたします。申請地の位置図は31ページ、32ページを参照してください。転用の目的は、自宅の入口が狭く、車の出し入れが困難なため、申請地を買い受けて、駐車場として使用するためです。農地区分は第2種農地、その他の農地です。代替地として他に3筆程検討されたが、条件が合わなかったそうです。土地取得費は自己資金です。申請地の東側は道路、西側は宅地、南側は宅地、北側は道路です。被害防除計画は、申請地は現状のまま利用し、用・排水計画は駐車場のため雨水を自然流下する計画です。被害防除計画書等は、5条申請の備考欄に記載してあります。私たちの調査では特に問題はないと思われませんが、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。次にNo.4について、事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.4について説明いたします。33 ページをお開きください。譲受人は運送業を営んでおり、事業の拡大に伴い既存の駐車場だけでは足りなくなったため、申請地を取得後〇〇の駐車場として貸すための申請であります。隣接する既存の施設が8筆4,149 m²で、今回1/2以内の741 m²の拡張申請であります。保全会の方へ今回の申請について話を通してあります。第1種農地で、集団性で、不許可の例外、既存施設の拡張であります。調査委員は【正】を木場委員、【副】を前田委員にお願いしてあります。よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

木場委員

6番木場です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.4について報告いたします。11月21日午前9時50分より、申請人の代理人行政書士立会いのもと、前田会長と私とで調査を実施しました。位置図は33ページ、

います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。以上5件について説明がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。まず27ページ、28ページのNo.1について、何かご質疑ございませんでしょうか。

樋ノ口委員 ちょっと、いいですか。

議長 はい、どうぞ。

樋ノ口委員 これとは直接は関係ないと思いますが、ここにどうして倉庫等を作るんだろうと思ひまして、何か理由があるんですか。

蓑手委員 これにつきましては、土地を探していらっしゃったところ、譲渡人の方と譲受人のお母さんは交流がありまして、譲渡人からこの土地のことを聞いて、出荷時に車が行ったり来たりするので、大型車両の4トントラックとかを出入りさせるので、住家がある所については騒音等の問題があるので、少々不便な所であっても構わないということで、ここを気に入られて決めたという経緯があったとのお話をお聞きしました。どうしてこんな山奥に作ることにしたのかと質問をしたところ、支障はないそうです。それと合わせて、別府地区と、今羽島の方にも栽培地を求めているということですから、別に場所が偏っている訳ではないと言われました。そういった理由で、ここが選定をされたと聞きました。

樋ノ口委員 ありがとうございます。

議長 他にご質疑ございませんか。

蓑手委員 ただ、この計測機器の取扱いについては、農業委員会の方ではどうのこうのということは、始末書だけでいいんでしょうか。当時は行政が何かされたんでしょうか。

議長 事務局はこれについて、どう対応をするんでしょうか。

松原主査 この部分に関しては、何も触らないということで、現在は譲渡人の方と、〇〇の方で契約を結んでいらっしゃる賃貸借契約と思われるんですけれども、その契約を今後は譲受人へ名義が変わった時点で、契約をし直しますということを伺いました。

議長 この施設は今も使われているんですか。

葦手委員 ちょうどこの下の所に〇〇のトンネルがあるんです。水封式といって、水の圧力で閉じ込めているということで、水位の経緯を見るそうで、これを含めて近辺に20ヶ所程施設があります。

議長 水位を計測する施設ですか。

葦手委員 はい、水位の動向を計測して、集中管理をする観測機器の1つになっているみたいです。（スクリーンを指して）写真の右側の草良線という市道があるんですけど、その向こう側にも計測器があり、この近辺に20ヶ所程観測装置が付いています。

議長 ありがとうございます。他にご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 次に29ページ、30ページのNo.2について、何かご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 31ページ、32ページのNo.3について、何かご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 次に33ページ、34ページのNo.4について、何かご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 特にご質疑ないようでございます。35ページ、36ページのNo.5について、何かご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 特に問題となるご質疑はないようでございますので、一括してお諮りします。日程第6議案第62号農地法第5条第1項の規定による許可申請、今回は5件でございますが、いずれも申請のとおり許可する

ことでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第6議案第62号農地法第5条第1項の規定による許可申請5件につきましては、いずれも申請のとおり許可することで決定をいたします。

次に進みます。37ページ、日程第7議案第63号非農地証明願についてを議題とします。今回の申請は6件です。全て違反転用の指導対象となった事案ですので、現地調査の報告は省略いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

松原主査

日程第7議案第63号非農地証明願6件についてであります。37ページをお開きください。No.1について説明いたします。申請人の故人の父である〇〇が、平成9年頃から〇〇の来客用駐車場として貸しており、現在に至っている状況であります。

続きまして、No.2、No.3、No.4、No.5について説明いたします。いずれも申請者の故人の父親が、平成13年頃から〇〇の従業員駐車場として貸しており、現在は〇〇の来客用駐車場として使用されている状況であります。

No.6について説明いたします。47ページをお開きください。こちらと同じように、平成13年頃から〇〇の従業員駐車場として貸しており、現在は〇〇の来客用駐車場として使用されている状況ですが、申請者本人が農地法の申請を知らず貸している状況で、始末書が提出されております。

議長

今回の6件については、飲食店の来客用駐車場として既に20年以上経過しているということで、非農地証明願が出ているところでございます。何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようでございますので、お諮りします。日程第7議案第63号非農地証明願、今回は同じ案件で6件ございます。これにつきましては、申請のあったとおり非農地証明を発出することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第7議案第63号非農

地証明願6件につきましては、申請のあったとおり非農地証明を発出することで決定いたしました。

次に進みます。日程第8議案第64号農用地利用集積計画書案（一括方式）についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

49ページをお願いします。日程第8議案第64号12月1日開始の農用地利用集積計画書案一括方式は、新規で6件10筆8,461㎡です。今回は基盤強化法の契約であったものから中間管理法の契約に変更する1番、2番、3番を含み、これらは全て新規の契約です。所有する農地のある方は、全て耕作しておられます。所有する農地の無い借人は、借入地は全て耕作しておられます。よろしくお願いします。

議長

ただ今事務局の説明がありました。今回は6件、10筆でございます。基盤強化法からの乗り換えが3件、全くの新規が3件ということでございます。何かご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第8議案第64号農用地利用集積計画書案（一括方式）6件10筆につきましては、報告のあった内容で決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということでございますので、日程第8議案第64号農用地利用集積計画書案（一括方式）6件につきましては、報告のあったとおりの内容で決定をいたしました。

次に進みます。日程第9議案第65号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書（耕作者変更機構貸出）分についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

50ページをお願いします。日程第9議案第65号12月1日開始分の農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書は、耕作者変更機構貸出分で、新規で8件10筆5,010㎡です。全て新規の契約です。1番から7番は、先程2ページの日程第2報告議案第22号の合意解約通知にてご審議いただきました農地です。所有する農地と借入地は全て耕作しておられます。8番は、10月の総会で合意解約のご審議をいただいております農地で、借人の方は所有する農地はありませんが、今までも相対で知り合いの方の農地を耕作していらっしゃいます。当

初の契約内容を変更せずに耕作者の変更のみを行う場合に用いられる契約ですので、契約期間が中途半端な期間設定になっておりますが、中間管理機構の都合で、当初の契約日からの終期をそろえるため、残存期間で再契約を結ぶものです。よろしくお願ひします。

議長

ただいま事務局の説明がありました。1番から7番目までは、合意解約のあった分です。8番は、新たな耕作者が同じ条件で使用貸借をするということで、耕作者変更の手続きになるということでございます。何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようでございますので、お諮りします。日程第9議案第65号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書、耕作者変更機構貸出分について、ただ今報告のあった8件10筆については、50ページの内容のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第9議案第65号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書、耕作者変更機構貸出分については、50ページに記載してあります内容で決定をいたしました。

次に進みます。日程第10議案第66号耕作放棄地に係る非農地判断についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

松原主査

日程第10議案第66号耕作放棄地に係る非農地判断についてであります。51ページをお開きください。令和4年度の利用状況調査でB判定の森林・原野化して、農地としての利用が難しい土地に対し、農地台帳から外して農地としては取り扱わないとする非農地判断の決定を本日の総会で行っていただきたいと思ひます。農地・非農地の判断対象地リストであります。これまで農振農用地の遊休農地は、A分類・B分類とせず、2号遊休農地としておりましたが、今年度より他の農地と同様に分類しているため、表が1列増えております。農用地区域の列で○印が農用地となっております。また、備考欄に通知済、通知無とありますが、通知済については今回非農地判断をした後に非農地通知を送付できる方のことを指します。所有者が亡くなっている場合でも、同じ世帯にご家族がおられる場合、その方に送付しますので、このような場合も通知済としてあげてあります。通知無は所有者死亡で、同じ世帯にご家族がいない場合と、農振農用地内で非農地判

断された所になります。農振農用地内での非農地については、地目を変更され、様々な転用を防ぐために通知をしないところではありますが、今回の農業振興地域整備計画の見直しにより、農用地 232 筆の 7 割が除外予定となっており、来年 4 月の時点で、所有者又は同世帯の家族がいる所には通知する形になります。51 から 59 ページまで、合計で 240 名 333 筆面積 156,318 m²となっていて、通知ができる方が 40 人の 55 筆 27,959 m²、できない方が 200 人の 278 筆 128,359 m²で、内農用地のため通知しない方は、162 人で 232 筆 107,148 m²となっております。通知後、非農地ではない等により担当の農業委員の方に現地調査に行ってもらえるケースがあるかもしれませんので、その際はよろしくお願いたします。

議長

ただ今事務局の方から説明がありました。皆さんもご存じのとおり、今年度の調査から、農用地区域内農地についても、その他の農地と同じように非農地に該当すれば、非農地と判断をするということで調査をしていただきました。これまで 2 号遊休農地として計上されていた分が、その中の山になっているような所については、今回非農地として B 判定を受けて、ここに上がってきておりますので、例年からするとかなり件数が増えているようでございます。そして、農用地区域内農地の非農地については、農振の全体見直しをしております。最終的な決定にまだなっておりませんので、決定があった時点で、除外された所の農地については、もし地権者が地元におられる方、或いは亡くなっておられる場合でも同一世帯員がおられる場合に通知ができる人がいらっしゃれば、非農地通知をするということです。農用地区域内農地にまだ残る部分、全体見直しでも除外されなかった農地については、地目を変えることで今後無用な開発が出てくる恐れもありますので、非農地判断はするけれども、地権者への非農地通知はしないといった扱いにするということです。農用地区域内農地の非農地通知をする・しないの扱いは、それ以外の所と取扱いが若干違ってきますが、そういった対応をしていきたいということのようでございます。皆さんの方から何かご質問ありませんか。

井手迫推進委員

私の方からいいですか。

議長

はい、どうぞ。

井手迫推進委員

農用地区域内農地の非農地にした所で、基盤整備をした所は何パーセント位含まれているのかわかりますでしょうか。基盤整備をした所でも非農地にした所があるんじゃないかと思ひまして。実際ですね、羽島辺りの基盤整備をした所で、非農地にするべきじゃないかと思う

所があるものですから。ここは基盤整備をした所だよとか、例えば岩屋観音西ノ迫は、基盤整備をしていないみかん園の跡なんだろうなど思うんですけど、他の農用地になっている所で、基盤整備をした所が入っているのかいないのか、そういうのはわからないんですかね。

松原主査 すみません、今回のリストの中では、そういった区分は作っていません。

井手迫推進委員 例えば農政課が外した所の中で、基盤整備区域を外してあるのかどうかというところも含めて、そういうのはわからないですか。

松原主査 今回の作成リストでは、そこまでは把握しておりません。

井手迫推進委員 ということは、通常言われている農用地区域だったんだけど、もう荒れて非農地扱いにしたという所があがったということですね。わかりました。

議長 農振見直しの考え方で農政課の考え方は、基盤整備された所は基本的に除外しないで、基盤整備されなくて農用地区域に入れている所がありますけど、その部分については農用地区域の周辺部であった場合には除外をするということで、皆さんにも協議をしてもらって、ここはもう除外した方がいいんじゃないかといった所は除外することになっております。

井手迫推進委員 基盤整備をした所は入っていないんですね。

議長 51 ページで見ますと、「照島」という所在がありますが、この内で農用地区域が3番目からずっと続いていますけど、3番目から10番目位までは基盤整備がされた所で、その後11番目位から後の「照島」という所は基盤整備がされていない所で、今回の全体見直しで除外をします。

井手迫推進委員 鶏舎か何かあったところですか。

議長 いいえ、一番奥の豚小屋がある所の、〇〇の山です。

井手迫推進委員 わかりました。

議長 他に何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

日程第 10 議案第 66 号耕作放棄地に係る非農地判断につきましては、51 ページから 59 ページの 333 筆は、非農地と判断をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第 10 議案第 66 号耕作放棄地に係る非農地判断につきましては、今回今年度の調査で判明しました 333 筆につきましては、今後非農地という取扱いでいくことで決定をいたしました。

以上で、議案の審議は終わりました。

議事録署名委員

• _____

• _____